

埼玉県訓令第3号

訓 令

本 庁  
地 域 機 関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中	同	方 1 5	埼玉県印	埼玉県職員証
	同	方 2 1	同	収支命令及び給与証明書

用 人 事 課 長	出納総務課長	同	方 1 5	埼玉県印	埼玉
				埼玉知事	

玉 県 職 員 証 用	人 事 課 長	同	方 2 1	長径短径長方形	埼玉知事
				同	

玉 県 職 者 印	収 支 命 令 及 び 給 与 証 明 書 用	危険物取扱者免状及び消防設備士免状	出納総務課長	同

長径短径長方形	2 0 4	埼玉知事	危険物取扱者免状及び消防設備士免状	消防防災課長
		埼玉県印		

改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。